

令和6年度第1回佐倉市指定管理者審査委員会会議記録

日時	令和6年5月20日（月）午後1時45分～午後2時15分	
場所	佐倉市役所1号館3階会議室	
出席委員	八木直人委員長、藏田幸三副委員長、木内寛之委員、近藤利砂委員、吉光孝一委員	
事務局	資産経営課	谷田部課長、橋本副主幹、實川主査補、金田主任主事
傍聴人	なし	
議題	1 委員長及び副委員長選出及び諮問手交【公開】 2 会議の運営方法等について【公開】	

議事開始前

- ・委嘱状交付
- ・市長挨拶
- ・委員、事務局顔合わせ
- ・令和6年度審査対象施設及び委員会スケジュールに関する説明

1 委員長及び副委員長選出及び諮問手交

- ・委員長として八木委員、副委員長として藏田委員が選出された。
- ・指定管理者選定に係る審査について、諮問がなされた。

2 会議の運営方法等について

- ・傍聴要領について
- ・議事録の作成方法について
- ・非公開とする会議について

事務局からの説明

- ・今回の審査対象施設は男女平等参画推進センター、ヤングプラザ、草ぶえの丘、飯野台観光振興施設の4施設。
- ・傍聴要領について、傍聴要領（案）のとおり傍聴要領を定め、運用したい。
- ・議事録の作成方法について、要録とし、ホームページで公開することとしたい。
- ・非公開とする会議について、佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱第3条の規定により、議決により今後の会議の公開・非公開を決定する。
- ・第2回の公募書類確認、ここでは公募書類の内容について話し合うこととなる

が、公募前に公募内容を知り得てしまうため、公平性の観点から非公開で行う必要があると考える。

・第3回の書類審査、ここでは各委員からの所感の報告、及び個別ヒアリングの要否と質問内容について話し合うが、いずれも不開示情報となるため、従来通り非公開で行う必要があると考える。

・第4・5回の個別ヒアリングと委員協議、従来は個別ヒアリングの部分のみ公開としていたが、ヒアリングをする中で申請団体のノウハウや経営状況等の内容に触れる可能性があり、従来通り公開とするべきなのか、非公開とするべきなのか、委員の意見を伺いたい。

・第6回の審査結果取りまとめ、ここでは答申案について決定するが、不開示情報に該当するため非公開で行う必要があると考える。

・今回非公開で行うと決定したもの以外で非公開とすべき議事が出てきた場合には、委員長の承認を得て非公開で行うこととさせていただきたい。

<質疑・意見等>

(○：委員質疑 ◎：委員意見 →：事務局回答)

○個別ヒアリングについて、実際どのような質問が多いのか。

財務情報や機密情報があるなら非公開の方が良いのではないかと。

→そのような質問もある。

○会議の公開、非公開と議事録の公開、非公開はリンクしているか。

→タイミングによって出せる情報とタイミングに関係なく出せない情報とがある。

財務情報はタイミングに関係なく出せない情報だが、

公募情報については、公募開始後であれば出せる。

◎ヒアリングなので傍聴者に聞かれていると思うと申請者も委員も双方発言しづらいのでは。市民の側からすると公開していた方がよいだろうが、ヒアリングすることが目的でそれが達成されないのであれば意味がないのでヒアリングしやすい体制として非公開とするべき。

○第2回の公募書類の確認について、これは議事録も非公開か。

→議事録（要録）は公開する。

◎公募書類確認について、今まではたまたま事業者が傍聴にくることはなかったからいいが、非公開とすることは理にかなっている。個別ヒアリングについて

も、財務情報に限らずかなり細かい内容を聞くので、事業者が的確に答えられることを考えるのであれば非公開の方がきちんと聞けるだろう。

○個別ヒアリングについては、一部ではなく全体が非公開なのか。
→全体が非公開である。

◎個別ヒアリングも非公開にするとほぼ全てが非公開になってしまう。

◎他の自治体の例で言うと、どのように運営していくべきかという議論をする場合があって、その場合は公開、今回は事業者の選定に係る審査について諮問されているので、そこから先は当然非公開だろう。公開部分が無いほうが自然と考える。

議決により次のように決定

- ・第2回の公募書類確認 →非公開
- ・第3回の書類審査 →非公開
- ・第4・5回の個別ヒアリングと委員協議 →非公開
- ・第6回の審査結果取りまとめ →非公開
- ・今回非公開で行うと決定したもの以外で非公開とすべき議事が出てきた場合
→委員長の承認を得て非公開で行うこととする
- ・傍聴要領 →事務局の案で決定
- ・議事録の作成方法 →要録とすることで決定

以上